

様式第1号（第3条関係）

審査基準整理票

処 分 名	生活困窮者住居確保給付金の支給		
根 拠 法 令 名	生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）	(条項)	第5条第1項
基 準 法 令 名	生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）	(条項)	第10条から第12条まで
所 管 部 署	福祉子ども部 生活福祉課 保護第1～4係		
標 準 処 理 期 間	14日（30日）	法 定 処 理 期 間	—
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（平成27年3月27日社援発0327第2号） 】</p> <p>・掲載図書等【 _____ 】</p> <p>・内 容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>[生活困窮者住居確保給付金の支給に係る審査基準]</p> <p>生活困窮者住居確保給付金の支給に係る審査基準は、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）第10条から第12条まで及び上記に掲げる文書に定めるとおりとする。</p> <p>なお、上記の文書は、担当課において備え置く。</p>			

## 参 考

### [根拠法令]

#### 生活困窮者自立支援法

(生活困窮者住居確保給付金の支給)

第5条 都道府県等は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第2条第3項に規定するもの(当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。

2 前項に規定するもののほか、生活困窮者住居確保給付金の額及び支給期間その他生活困窮者住居確保給付金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

### [基準法令]

#### 生活困窮者自立支援法施行規則

(法第5条第1項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者)

第10条 法第5条第1項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 1 生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した日(以下この条及び次条において「申請日」という。)において、65歳未満の者であって、かつ、離職した日又は事業を廃止した日(以下「離職等の日」という。)から起算して2年を経過していないものであること。
- 2 離職等の日においてその属する世帯の生計を主として維持していたこと。
- 3 申請日の属する月における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、基準額及び当該生活困窮者が賃借する住宅の1月当たりの家賃の額(当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額)を合算した額以下であること。
- 4 申請日における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額(当該額が100万円を超える場合は100万円とする。)以下であること。
- 5 公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約による就職を目指した求職活動を行うこと。

(生活困窮者住居確保給付金の額等)

第11条 生活困窮者住居確保給付金は1月ごとに支給し、その月額、生活困窮者が賃借する住宅の1月当たりの家賃の額(当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額)とする。ただし、申請日の属する月における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額(以下この条において「世帯収入額」という。)が基準額を超える場合には、基準額と当該生活困窮者が賃借する住宅の1月当たりの家賃の額を合算した額から世帯収入額を減じて得た額(住宅扶助基準に基づく額を超える場合は当該額)とする。

2 前項ただし書の規定により算定した額に100円未満の端数が生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。

(生活困窮者住居確保給付金の支給期間)

第12条 生活困窮者住居確保給付金の支給期間は、3月とする。ただし、支給期間中において生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者が第10条各号(第1号を除く。)のいずれにも該当する場合であって、引き続き生活困窮者住居確保給付金を支給することが当該者の就職の促進に必要であると認められるときは、3月ごとに9月までの範囲内で都道府県等が定める期間とすることができる。

2 生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者が、期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約により就職した場合であって、当該就職に伴い当該者の収入額が基準額及び当該者が賃借する住宅の1月当たりの家賃の額(当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額)を合算した額を超えたときは、前項の規定に関わらず、生活困窮者住居確保給付金を支給しない。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。